

「人材開発・養成事業検討委員会」設置要項

(名 称)

第1条 本会は、人材開発・養成事業検討委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 センター定款第4条の規定に基づき、今後の人材開発・養成事業のあり方について検討する。

(構 成)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため会員を代表する者、行政機関を代表する者、センター理事長が必要と認める者をもって構成する。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長は、委員の中から互選により選任する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、必要に応じて開くことができる。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、発言させることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（以下「センター」という。）内に置く。

2 委員会の庶務は、センターで担当する。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会の活動状況を理事会に報告する。

(費用弁償)

第9条 委員及び役員における費用弁償については別に定める。

附則

(施行日)

1 この要項は、2012年11月2日から施行する。

【委員名簿】

安藤正彦・株式会社ダイエー

淡路 匡・大阪ガス株式会社

中島弘二・日東電工株式会社

船岡敏和・大阪府商工労働部雇用推進室雇用対策課雇用就労支援補佐

木村和彦・大阪市市民局就労担当係長

太田英治・大阪市地域就労支援センター

植並鈴枝・C－STEP事務局長